

委託番号	6602
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 委 託 名 道路清掃業務委託（駅前定期清掃）
- 2 履 行 期 間 令和6年（2024年）4月1日から
令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履 行 場 所 草加駅東口・西口、谷塚駅東口、獨協大学前＜草加松原＞駅西口
- 4 支 払 方 法 業務完了払（年2回払）
- 5 委 託 内 容

(1) 清掃内容及び作業日

別添図面の範囲内の全ての箇所について、次のとおり清掃を行うものとする。

- ① ふき取り清掃……………毎月1回、市が指定する日
シェルター、総合案内板、彫刻、モニュメント(ベンチ、テーブル、スツール、荷物台は除く)
- ② 洗淨清掃……………毎月1回、市が指定する日
歩道（タイル部分）
- ③ 椋鳥フン清掃……………年間6回、市が指定する日
歩道（タイル部分） 市が指定する場所

(2) 書類の提出

受注者は、発注者の示す様式により、次の書類を提出しなければならない。

- ① 契約時（契約日から7日以内に提出すること。）
 - ・着手届
 - ・現場責任者届、経歴書、委託業務従事者届、委託業務従事者名簿
- ② 履行期間途中（必要に応じてその都度提出すること。）
 - ・協議書
- ③ 業務完了1か月ごと
 - ・業務報告書（作業日報）
 - ・作業写真（作業の状況を把握できるよう、作業前・作業状況・作業後を対比したものでデジカメ写真とする。）
- ④ 履行期間終了時
 - ・委託業務完了通知書

(3) 現場責任者

受注者は、作業時には別途届け出た現場責任者を必ず配置し、作業を統括しなければならない。また、高所で行う作業について、現場責任者は適切な安全対策をとらなければならない。

(4) 異常事故の報告

受注者は、作業中に構造物や設備に異常を発見したとき、または、事故が発生したときは、適切な処置を講じるとともに、速やかに報告書を発注者に提出しなければならない。

(5) 清掃用具及び材料

業務に必要な清掃用具及び材料等は、受注者の負担とする。

(6) その他の事項

- ① この仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを決定するものとする。
- ② 草加駅東口については、草加駅東口駅前広場整備工事（Ⅲ期工事）が実施されていることから、詳細について担当から指示を受けること。

6 その他

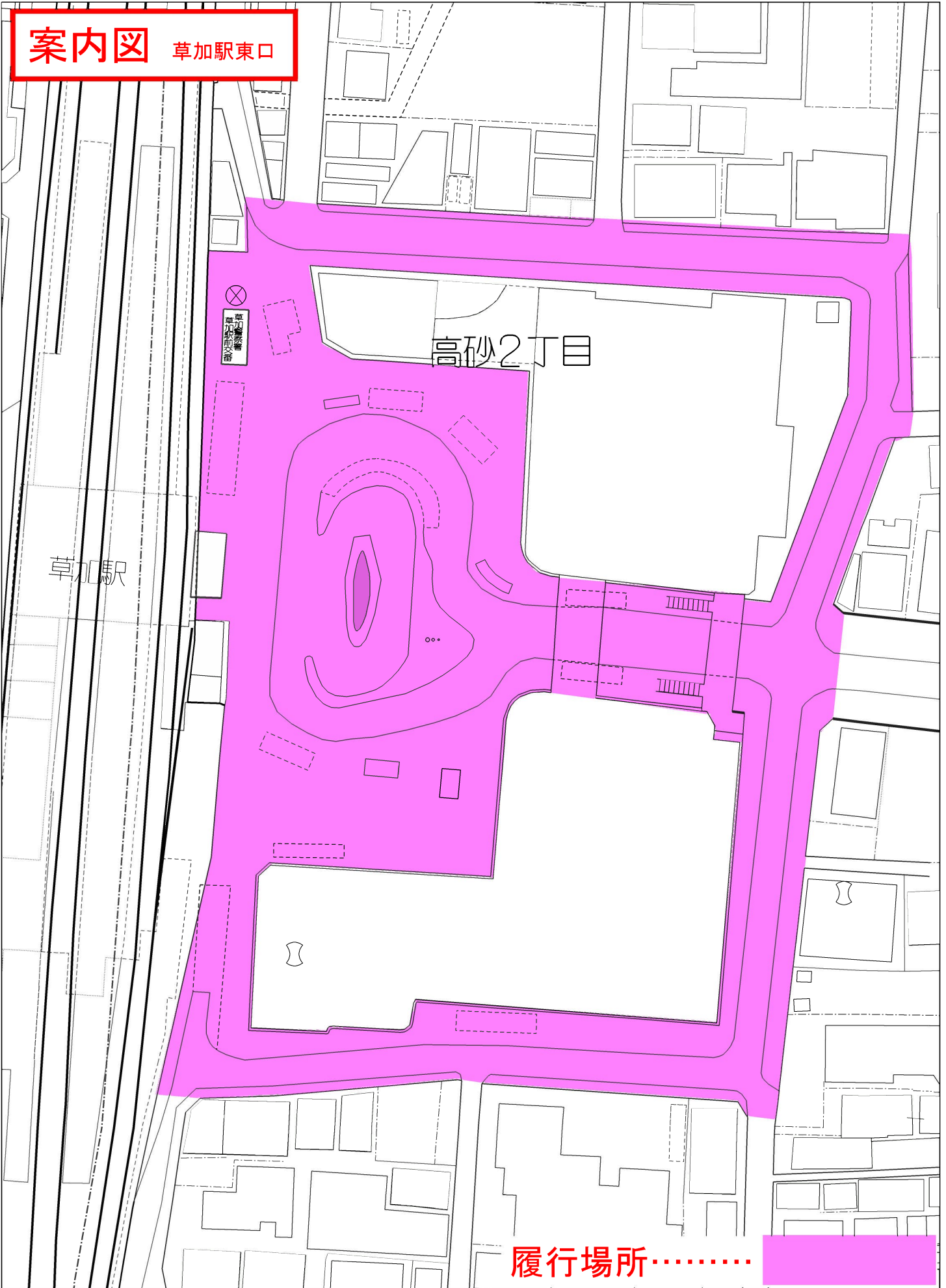
- (1) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

7 問合せ先

- ① 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
- ② 契約締結後の問合せ先
草加市役所 維持補修課補修係
電話048（922）2412（直通）

案内図

草加駅東口

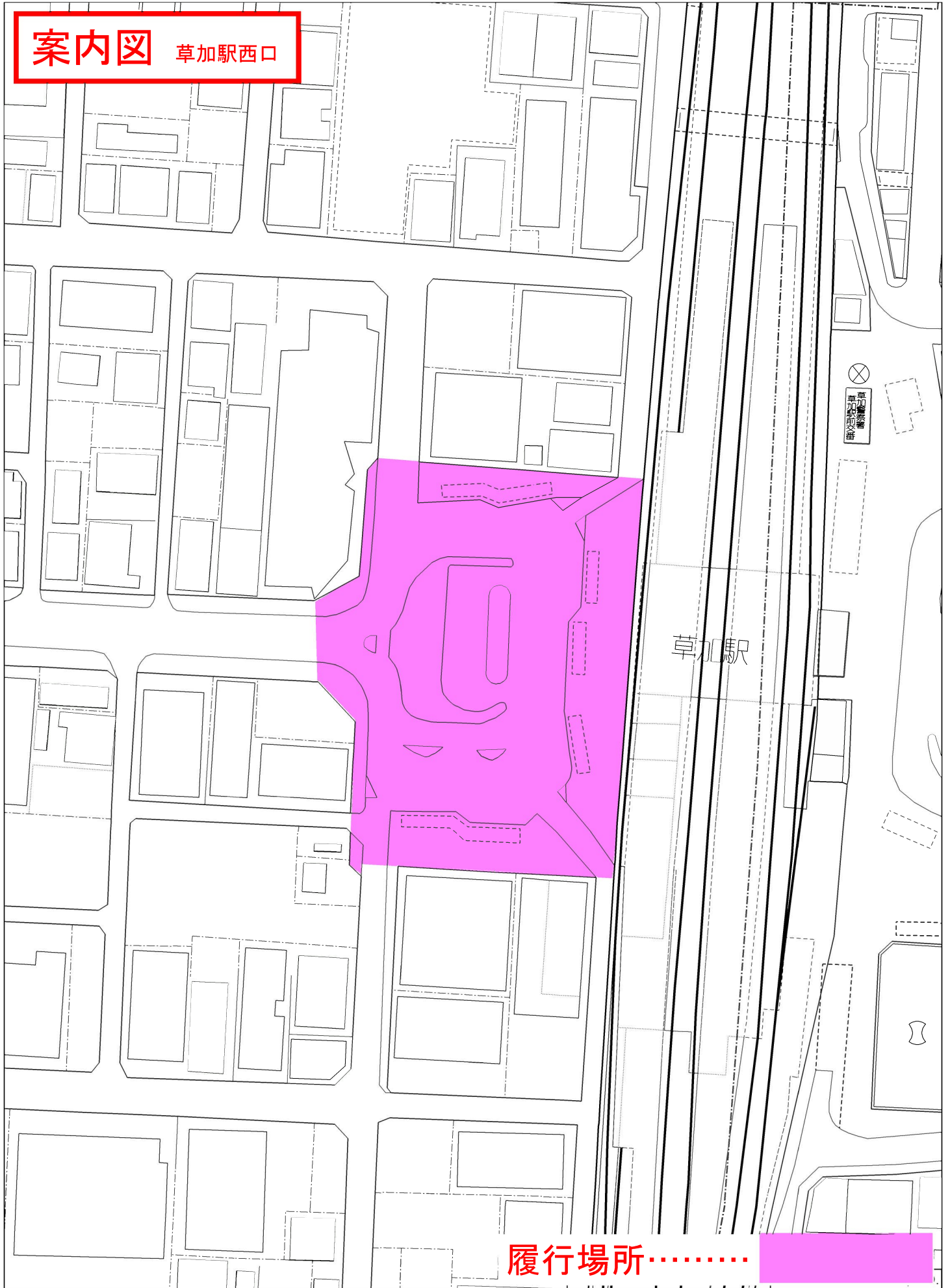


履行場所.....

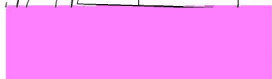


案内図

草加駅西口

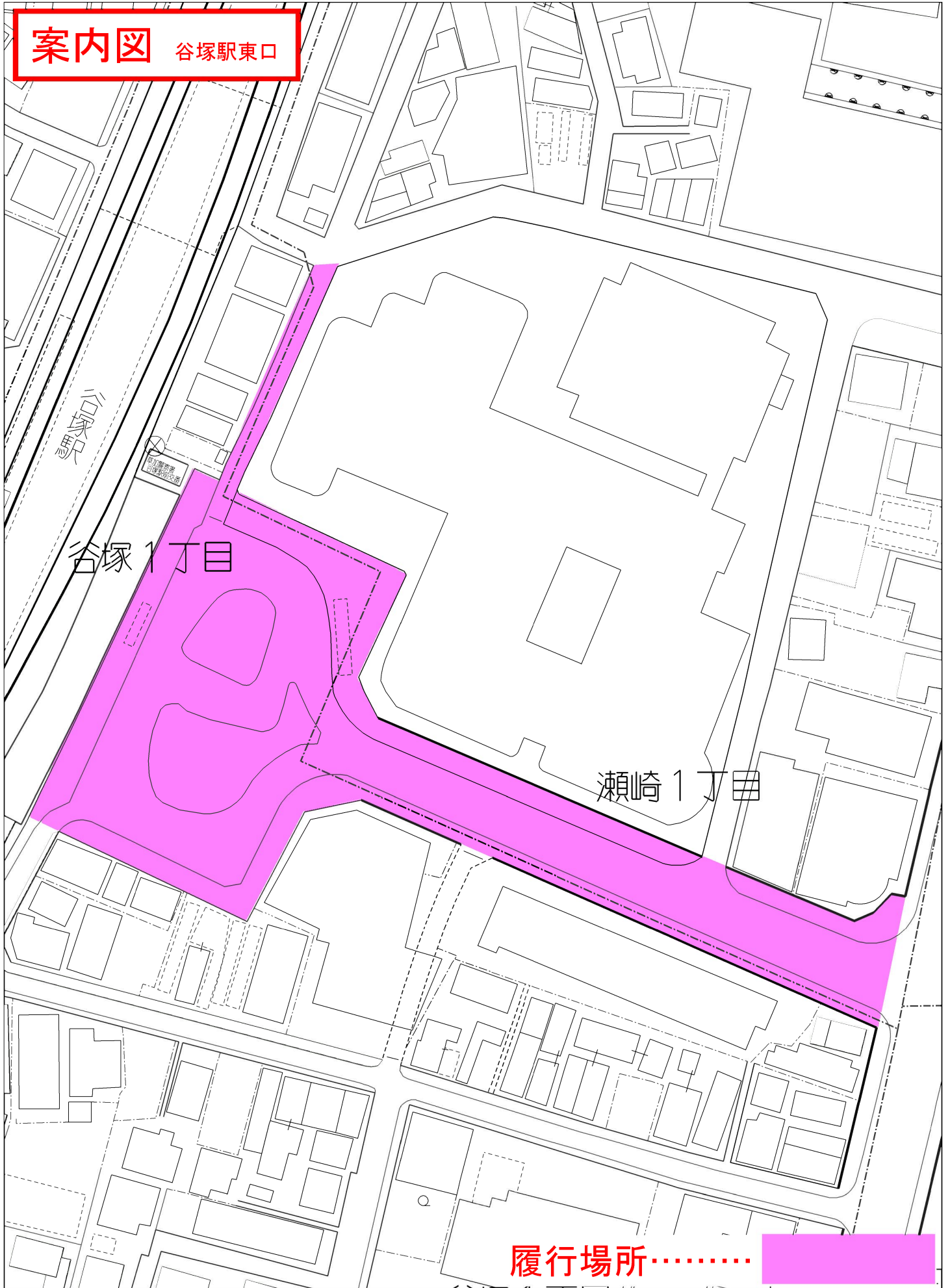


履行場所.....



案内図

谷塚駅東口



谷塚1丁目

瀬崎1丁目

履行場所.....



案内図

獨協大学前（草加松原）駅西口

